

令和8年度 第1回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時：令和8年5月13日（水）13:00～14:30

場所：北栄町役場大栄庁舎 3階 第1委員会室

〈議 題〉

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 令和7年度相談支援実績の報告
(北栄町障がい者地域生活支援センター)
4. 令和7年度中部圏域における取り組みの報告
(中部障がい者地域生活支援センター、中部圏域障がい者自立支援協議会)
5. 令和8年度町自立支援協議会の地域課題への取り組み（案）
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
6. その他
7. 副会長挨拶
8. 閉 会

北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	平林 輝彦	北栄町ひまわり会	理事	障がい者及び家族の代表
2	岡本 眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	牧井 一夫	北栄町	北栄町身体障害者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	山部 京子	地域活動支援センター あゆみの郷	介護士	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 典代	菜野人創造所team veg (チームベジ)	理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	前田 日登美	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
12	小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	主任児童委員	地域活動団体の代表
13	飯田 真穂	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	鹿島 聖彦	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表
オブザーバー				
	山本 幸司	北栄町総務課情報防災室	室長	
事務局				
	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室	室長	
	秋山 三奈美	北栄町福祉課福祉支援室	主事	
	高松 悦子	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	主任・社会福祉士	

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

令和7年度北栄町障がい者地域生活支援センター実績報告

- 【事業】 1. 基本相談支援(障害者総合支援法第5条第17項)
2. 障害者虐待防止センター(障害者虐待防止法第32条)
- 【対象者】 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等のある当事者(障害者手帳の有無、年齢は不問)とその家族

【実績】

1. 基本相談支援

※対象者1人につき障がい種別が2つ以上該当する場合は主たる障がいを計上

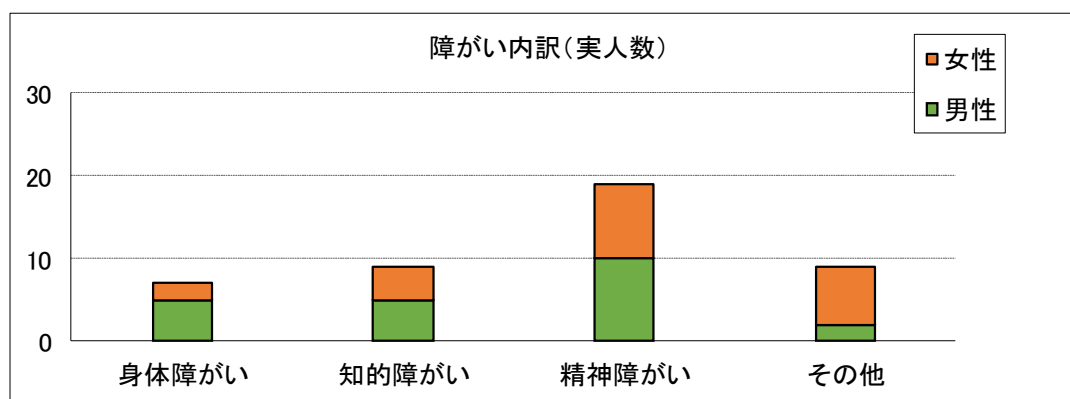
※「その他」は、身体・知的・精神障がいに該当しない発達障がい、高次脳機能障がい、または障がいの有無が不明な者

(1) 相談対象者数

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	計
実人数	7名	9名	19名	9名	44名
(新規実人数)	(1名)	(1名)	(1名)	(4名)	(7名)
延件数	19件	67件	108件	11件	205件

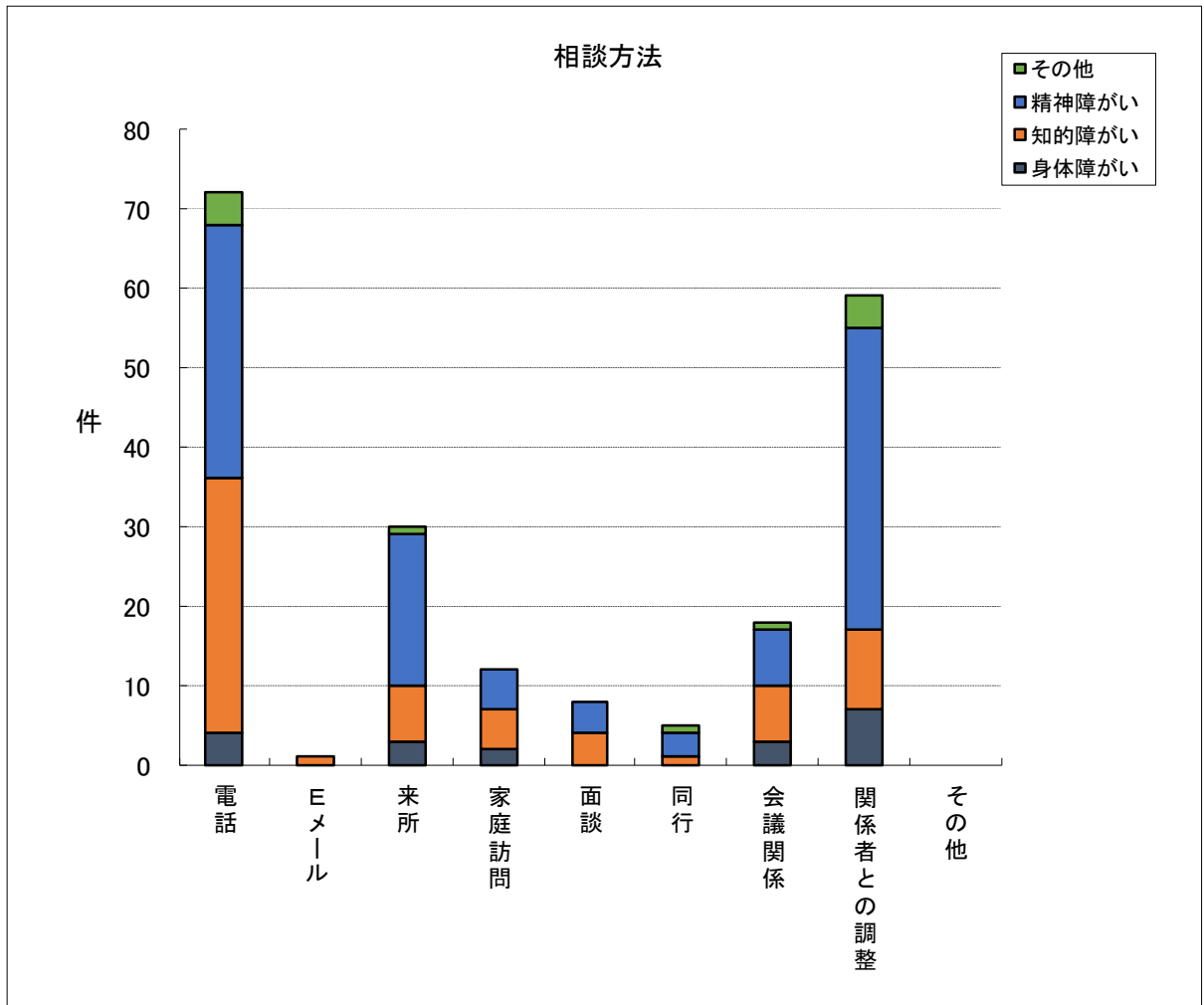
(2) 相談対象者の男女別内訳(実人数)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計
男性	5	5	10	2	22
女性	2	4	9	7	22
計	7	9	19	9	44



(4)相談受付方法の内訳(延件数)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計
電話	4	32	32	4	72
Eメール	0	1	0	0	1
来所	3	7	19	1	30
家庭訪問	2	5	5	0	12
面談	0	4	4	0	8
同行	0	1	3	1	5
会議関係	3	7	7	1	18
関係者との調整	7	10	38	4	59
その他	0	0	0	0	0
計	19	67	108	11	205



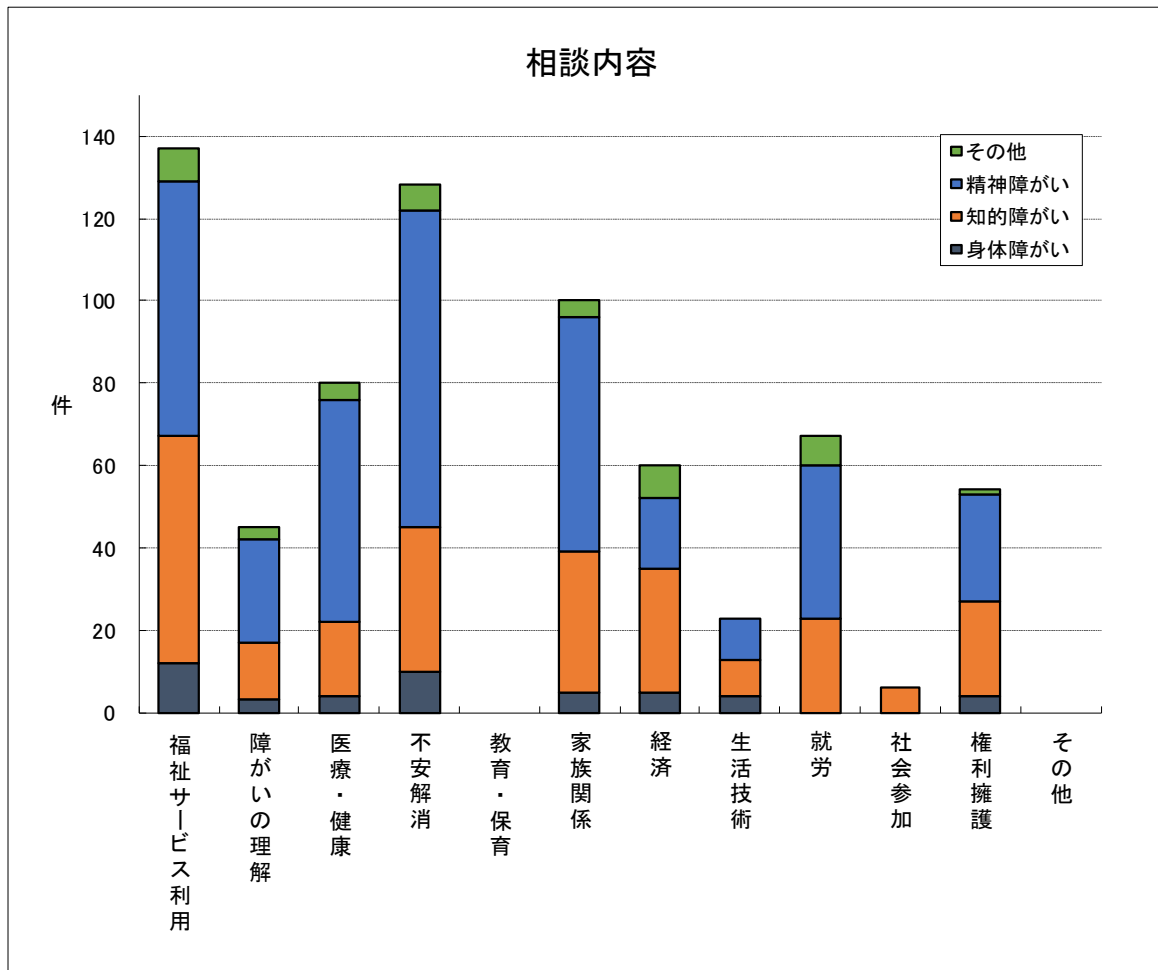
※「面談」…サービス提供事業所や病院等へ相談員が出向き対象者と面会すること

※「同行」…対象者の通院や施設見学等に同席すること

(5)相談内容の内訳(延件数)

※相談1回につき該当する相談内容を複数選択

		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	合計
福祉サービス利用	自立支援給付、地域生活支援事業、児童発達支援等	12	55	62	8	137
障がいの理解	障がいの受容・理解に関する本人や家族への支援	3	14	25	3	45
医療・健康	病院等の紹介や同行、病気や生活習慣への対応	4	18	54	4	80
不安解消	不安や孤独感の解消	10	35	77	6	128
教育・保育	学校・保育所等に係る支援	0	0	0	0	0
家族関係	家族関係・人間関係の調整	5	34	57	4	100
経済	年金・手当・生活保護等	5	30	17	8	60
生活技術	ADL等の生活スキルへの支援	4	9	10	0	23
就労	求職、継続雇用、勤務先との調整等	0	23	37	7	67
社会参加	外出・余暇活動・コミュニケーション等	0	6	0	0	6
権利擁護	虐待、成年後見制度等	4	23	26	1	54
その他	生活情報の提供、介護保険の利用、障害者団体	0	0	0	0	0
合計		47	247	365	41	700



(6) 広報

- ① リーフレット配布
- ② ホームページ

2. 障がい者虐待防止センター

(1)通報対応状況

<養護者による障がい者虐待>

相談通報件数 1件

	通報者	虐待者	内容	虐待の判断	対応
①	警察署	夫	本人に対する威圧的な言動、脅迫	心理的虐待	・本人が警察に通報し、夫は逮捕。本事案を契機に離婚し、本人は他県に転居。夫は、その後精神科病院への入院を経て単身生活。 ・生計が別になり、関わりも一切なくなったため虐待対応終結。 (夫は本人への追跡行動なく落ち着いて生活している)

<障害者福祉施設従事者による障がい者虐待>

相談通報件数 3件

	通報者	虐待者	内容	虐待の判断	対応
①	本人	障害者福祉施設従事者	長時間の叱責、作業(就労)能力不足である旨発言あり	—	県とともに本人や他利用者、該当従事者、管理者への事実確認実施。本人の精神不調による言葉の捉え違い、受け取りの相違があり、虐待に類するような言動は確認されなかった。
②	障害者福祉施設管理者	障害者福祉施設従事者	本人に対する威圧的な言動、暴言	心理的虐待	・県とともに本人や他利用者、他従事者、管理者への事実確認実施。 ・法人、事業所における再発防止に向けての取り組み内容を確認。 ・県が事業所に対して監査を実施し、結果待ちの状況。
③	関係機関	障害者福祉施設従事者	本人の作業能力では仕事(作業所)の紹介ができない旨発言あり	—	・対応を他市町に引き継ぐ。 ※引き継ぎの理由:利用者の福祉サービス支給決定実施機関が他市町だったため。

<使用者による障がい者虐待>

なし

(2)虐待防止等への取り組み

- ① 町報11月号に啓発記事の掲載

3. 障がい者地域自立支援協議会

(1) 中部圏域障がい者地域自立支援協議会委員

- ・相談支援事業所連絡会(月1回)、全体会(年2回)への出席

4. その他

(1) 研修講師受任

大栄中学校総合的な学習の時間

日 時:10月10日(木)

対象者:1年生

内 容:障がいのある人の人権、あいサポート運動

大栄中学校総合的な学習の時間(同一公開参観日)

日 時:10月14日(火)

対象者:3年生、保護者、地域住民

内 容:あいサポート運動

(2) 研修会企画実施

教育と福祉の連携に関する研修

(講師:相談支援センターサポートリンクす管理者)

日 時:8月4日(月)

対 象:町内こども園、小中学校職員

内 容:就学時移行・サービス利用に関する留意点等

(3) 法人後見運営委員会及び日常生活自立支援事業審査会委員受任(事務局:北栄町社会福祉協議会)

- ・法人後見運営委員会(年2回)への出席

- ・日常生活自立支援事業審査会(月1回)への出席

以 上

中部圏域障がい者地域自立支援協議会からの報告

○各市町部会・課題別部会より

【倉吉市】

第1回会議：5月22日に実施。協議会の目的、年間計画、進め方や活動内容について説明。

第2回会議：7月17日に実施。

第3回会議：9月18日に実施。「児童・思春期ころの病気リーフレット」9月上旬に配布。
65歳到達の介護移行についてリーフレット作成を検討。

第4回会議：11月20日に実施。県あいサポートフェスタの確認、介護移行に関するリーフレット進捗報告。

第5回会議：1月22日予定だったが、警報発令により中止。

第6回会議：3月19日に実施。介護保険移行に伴うリーフレットについて、倉吉市障がい者差別解消推進協議会設置について協議。

【三朝町】

第1回会議：2月5日実施。次期障がい福祉計画に向けてのニーズ調査について。

【湯梨浜町】

第1回会議：10月6日に実施。地域課題の共有、検討。

【琴浦町】

第1回会議：12月24日に実施。

第2回会議：書面開催。第3期障がい福祉計画策定に関する協議。

第3回会議：書面開催。第3期障がい福祉計画策定に関する協議。

【全体会】（事務局：北栄町）

第1回会議：6月27日に実施。年間スケジュール、各部会の計画等を協議。各委員との意見交換を実施。視覚障がい者中部支援センター事務局を全体会委員に追加。

第2回会議：3月17日に実施。各部会・各市町の活動報告・県地域自立支援協議会の活動報告・意見交換を実施。

【相談支援部会】（事務局：倉吉市）

- 第1回会議：5月27日に実施。年間スケジュール、グループスーパービジョン等の実施。
- 第2回会議：6月30日に実施。グループスーパービジョンを実施。
- 第3回会議：7月29日に実施。グループスーパービジョンを実施。
- 第4回会議：10月3日に「子ども部会・相談支援部会合同研修会」として実施。
- 第5回会議：10月28日に実施。他圏域の参加によるグループスーパービジョンを実施。
- 第6回会議：11月25日に参集型で実施。主任相談支援専門員事業所訪問の報告等。
- 第7回会議：1月27日に実施。グループスーパービジョンを実施。
- 第8回会議：2月24日に実施。グループスーパービジョンを実施。次年度に向けた協議。

【ホームヘルプサービス部会】（事務局：北栄町）

- 第1回会議：3月書面開催。課題の集約と次年度事業予定を集約。

【就労支援部会・就労移行支援ワーキング】（事務局：三朝町）

就労移行支援事業所検討会：5月19日に実施。今年度の就労Bアセスメントの対象者について各事業所に割り振り。

「就労選択支援事業所向け説明会」を9月16日に県と共同でオンラインにて実施。

- 第1回会議：3月11日に実施。事業所訪問について、優先調達リストの更新について。

【子ども支援部会】（事務局：湯梨浜町）

第1回会議：7月14日に実施。報酬改定についてのアンケート調査について協議。SST研修、子ども部会・相談支援部会の合同研修について協議。

第2回会議：10月3日に「子ども部会・相談支援部会合同研修会」として実施。

第3回会議：児童発達支援センターに係る県の市町村アンケート集計を受けて今後の進め方を協議

【医ケア児者部会】（事務局：湯梨浜町）

第1回会議：7月22日に実施。令和7年度の取り組みについて協議。個別避難計画及び福祉避難所運営マニュアルについて。

第2回会議：11月28日に実施。事業所の開拓について。

第3回会議：2月25日に実施。県医ケア児者等コーディネーター養成研修の報告。来年度の検討事項について協議。

【地域移行支援部会】（事務局：琴浦町）

- 第1回会議：3月24日に実施。今後の検討事項として施設からの地域移行について協議。

【あいサポートフェスタ実行委員会】（事務局：琴浦町）

第1回会議：6月26日に実施。

第2回会議：7月24日に実施。参加事業所とりまとめ、イベント内容、企画内容、役割分担について協議。

第3回会議：9月10日に実施。参加事業所確定。ポスター・チラシの作成。

第4回会議：11月14日に実施。事業詳細確認。

第5回会議：12月19日 前日準備。

あいサポ当日：12月20日

第6回会議：反省会を実施。実施内容や会計報告、次年度に向けた意見聴取。

『中部あいサポートフェスタ 2025』～ふれあい、支え合い、心あたたかい地域をつくろう～

開催日時：令和7年12月20日（土）10時00分～15時00分

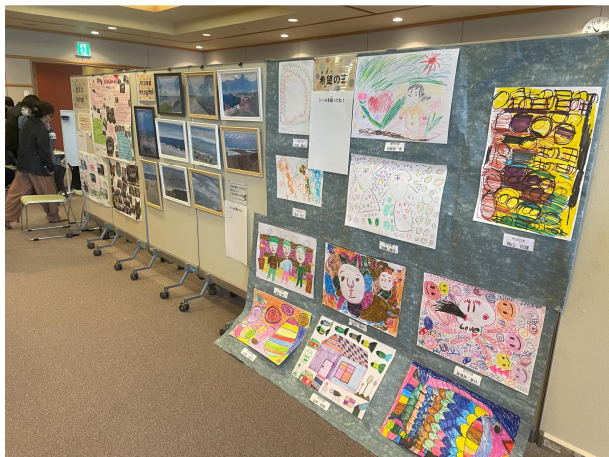
開催場所：エースパック未来中心 アトリウムおよびセミナールーム3他
（倉吉市駄経寺町 212-5、電話：0858-23-5390）

来場者：約350名（スタッフ、来賓、ボランティア含む）

来賓：4名（倉吉市町、琴浦町長、北栄町長、三朝町長）

スタッフ：実行委員24名、その他スタッフ12名

ボランティア：18名（倉吉北高等学校2名、琴の浦高等特別支援学校3名、倉吉西高等学校2名、
鳥取中央育英高等学校1名、鳥取県立農業大学2名、一般8名）



議題5. 令和8年度町自立支援協議会の地域課題への取り組み(案)

理解・啓発

	項目	令和7年度の取り組み(案)
①	町報・全戸配布等を使って障がいについて広く啓発する	<p>(R8.4月号)・世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間 関連展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員の委嘱 ・防災研修(報告) ・権利擁護研修(募集、報告) ・障がい者週間、中部あいサポートフェスタ <p>【参考】</p> <p>R7:タクシー利用料の助成について、成年後見制度入門講座、児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者等手当(現況手当)、第2期北栄町地域福祉推進計画の策定について、権利擁護研修の開催(合理的配慮)、障害者虐待に関する相談、精神障害者虐待に関する相談、精神障害者家族会要望書提出、児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内</p> <p>R6:発達障がいって何だろう?、障がい者相談員の委嘱、防災研修(募集、報告)、特別児童扶養手当・特別障害者等手当(現況届)、精神障がい者家族会～幸の会～研修会(周知)、権利擁護研修(報告)、障がい者虐待の相談、ヘルプマーク、成年後見制度、まもろうよ! 大切なところ</p>

■令和7年11月号

「合理的配慮」について一緒に考えませんか 権利擁護研修を開催します

「お店の入り口に段差があつて入れない」「書類の文字が小さくて読めない」。私たちの周りには、こうした小さな壁で困っている人がいます。

昨年4月から、障がいのある人への「合理的配慮（負担が重すぎない範囲での配慮）」の提供が、すべての事業者にとって大切なルールになりました。

今回の研修では、「どんなことが不当な差別になるの?」「具体的にどうすればいいの?」といった疑問を、実際の事例をもとに分かりやすく解説します。

誰もが安心して暮らせる温かいまちづくりへ、一緒に学びの一步を踏み出してみませんか。

●日時

11月20日(木)

13時30分～(開場:13時)

●場所

北条農村環境改善センター

申し込みはこちら▶



●申込・問い合わせ

福祉課 ☎37-5852

■令和8年4月号

世界自閉症啓発デー 発達障害啓発週間 関連展示

4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める啓発活動が行われています。本館でも、自閉症や発達障がいに関する資料を展示します。ぜひご覧ください。

●期間 3月28日(土)～4月22日(水)

●場所 本館



雇 用

項 目	令和8年度の取り組み(案)
<p>② 一般企業の障がい者雇用を促進する</p>	<p>(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5月下旬 北栄町商工会通常総会出席者へ配布・説明 会員60名</p> <p>(2)事業所訪問 時 期:11月~12月上旬 1回/年 内 容:障がい者の就労に関する機関の訪問 候補:地域活動支援センターくらよし (仮)</p> <p>①障がい者の就労に関する機関の訪問 [例:ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校(倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校)、公共職業訓練施設、「エール」発達障がい者支援センター 等]</p> <p>②障がい者の支援等に関する事業所の訪問 [例:相談支援事業所(中部障がい者地域生活支援センター、相談支援センター サポートリンクす 等]</p> <p>○町内事業所 (新規 令和6年10月より) 放課後等デイサービス COCOKARAほうじょう (一般社団法人心結)</p> <p>③その他(障がい者に関する施設の訪問) [例:鳥取県福祉相談センター、成年後見支援センター、消費生活センター、NPO法人鳥取ダルク、鳥取保護観察所、鳥取刑務所等]</p>



しゃかいふくしほうじん とっとりけんこうせいじぎょうだん
 社会福祉法人 鳥取県厚生事業団

障害者就業・生活支援センターくらよし

〒682-0817 鳥取県倉吉市住吉町37-1

でんわ (0858) 23-8448

ファックス (0858) 23-8456

メールアドレス kurayoshi_syugyosien1@tottori-kousei.jp

ご利用日・時間

月曜日～土曜日 (日曜・祝日はお休み)

午前9:00～午後5:00

登録料・利用料は無料です

個人情報や企業情報などのプライバシーは守ります。

安心してお気軽にご相談下さい。

自分らしく 働くために



併せて右のQRコードの資料
 もご参照ください。
 ○厚生労働省資料「障害者雇
 用のご案内」

○県HP「障がい者の就労支
 援」



障害者就業・生活支援センター くらよし

就業・生活支援センターとは…

障がいのある方が、地域の中で安心して働き、意欲的に自立した生活を送るために、雇用・福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら、必要なお手伝いをします。



ご利用頂ける方は…

- 中部地区で働きたい、働いている方(ご家族など)
- ・中部地区にお住まいの方。
- ・中部地区に通える方。
- ・働いている方で仕事や生活に困っている方。



他機関との連携

手帳の有無、障がいの種別は問いません

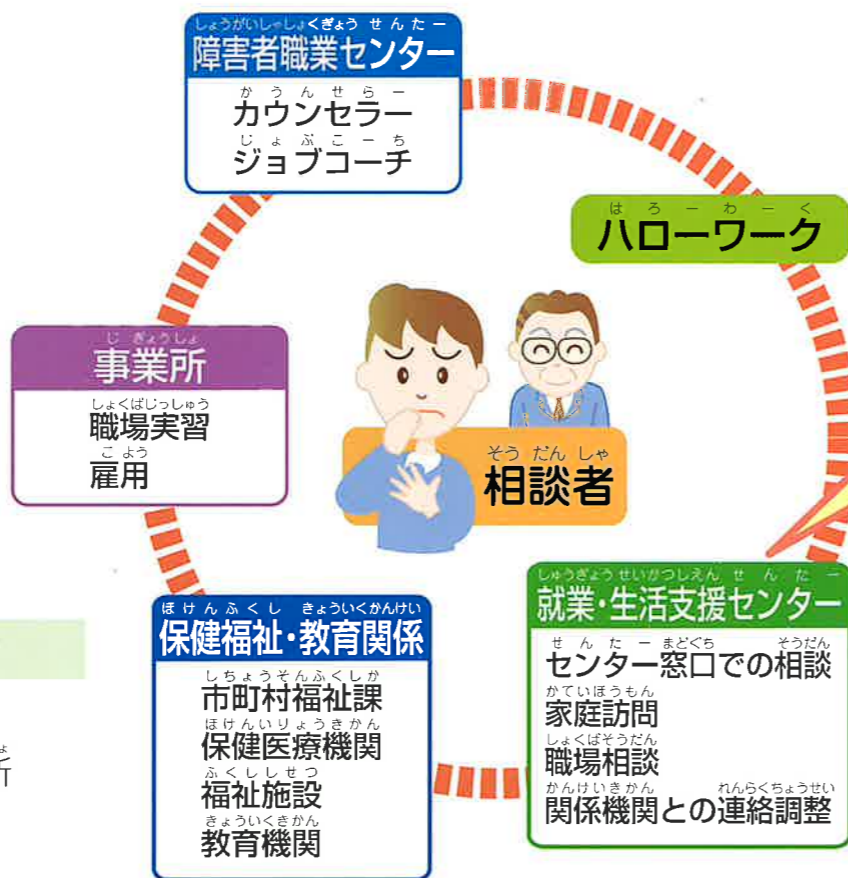
たとえば

- 「就職したいのですが」
- 「働いているのですが困っています」
- 「養護学校に通っていますが卒業したら就職したいけど不安です」
- 「もう一度働きたいけど自信がない」
- 「仕事のストレスがうまく解消できない」
- 「休日の過ごし方がわからない」…など

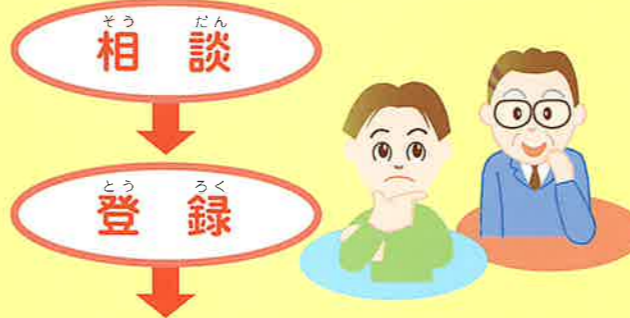


●事業所の相談にも応じています

- ・障がいのある方を雇用している事業所
- ・これから雇用しようと考えている事業所



おもな支援の流れ



就労の支援

仕事に就くために必要な準備や仕事を続けられるように、ハローワークや障害者職業センターなどと連携してサポートします。

施設等での基礎訓練
基本的な習慣を学ぶ
職業準備訓練のあっせん

事業所での職場実習のあっせん
仕事を続けていくための長期間の支援

事業所へのアドバイス

就労にともなう生活の支援

就労にともなう生活の悩みについて必要に応じて関係機関と連携をとりながらサポートします。

障がいのある方の支援は…

- ①就業相談
仕事や、仕事をしていくうえで困っていることなどの相談に応じ、必要なお手伝いをします。
- ②職場開拓
ハローワークと協力してあなたにあった仕事を探します。
- ③職場実習
意欲的に仕事をするために、地域の事業所で実際に働く体験を通して、働くことへの不安を取り除けるようお手伝いをします。
- ④職場準備訓練のあっせん
障害者職業センターと連携して行います。
- ⑤アフターケア
就職後もずっと働くことができるようお手伝いをします。

事業主の方への支援は…

- ①雇用に向けた相談
障がいのある方の雇用に関する相談に応じ、必要なお手伝いをします。
- ②情報提供
障がいのある方の支援の方法や、制度の活用などの情報を提供します。
- ③フォローアップ
雇用を継続できるようお手伝いをします。

障がいのある方への就労や余暇に関するボランティアを募集しています



項目	令和8年度の取り組み(案)
<p>③ 虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む</p>	<p>(1)権利擁護研修 講師:【仮】株式会社ありがとうファーム 日時:7月～8月 13:30～15:30(仮) 場所:北条農村環境改善センター(仮) 講演内容: ●講演「知ることは、障害を無くす。」、 パネルディスカッション「共生社会ってどんな社会?」(仮) ※ありがとうファームは、岡山市北区を拠点に活動している、多機能型事業所です。 (A型事業所、B型事業所、共同生活援助)企業理念は「生き生きと堂々と、人生を生きる。」 障がい者の真の声と姿を届け共生社会を実現する為、「白熱トークライブ」の様子を YouTube等で発信しています。 ・R7年度岡山県主催の権利擁護セミナーで講演・パネルディスカッションを実施されています。</p> <p>参集: 自立支援協委員、事業所、民生委員、日赤、人権擁護委員、 一般、中部自立支援協委員へ全体研修として呼びかけ(仮)</p> <p>【参考】 R5:『すべての人に星空を』～みんなつながっている～ 250名 一般社団法人 星つむぎの村 高橋 真理子 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R6:講演会:障がいのある人も暮らしやすい地域を創る 113名 (社福)南高愛隣会 理事 村木 太郎 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール R7:障がいを知り、共に生きる 支え愛の社会へ 70名 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 米澤 章 氏 大栄農村環境改善センター 大研修室</p>

項 目	令和8年度の取り組み(案)
<p>障がい者に対する防災体制を把握、検討する</p> <p>④</p>	<p>(2)防災研修 内 容:講演 未定(障がい当事者と支援者を対象にした防災研修) 講師 鳥取県社会福祉協議会 鳥取県災害福祉支援センター (仮) 避難訓練 日 時:10月頃 13時30分~15時00分(仮) 場 所:北条農村環境改善センター 大研修室(仮) 参 集:自立支援協委員、事業所、民生委員、日赤、人権擁護委員、 一般(自治会長) (仮) 事務局への申し込み日 未定</p> <p>【日程】</p> <p>13:00~ 高齢者等避難発令想定(事業所へTEL)、避難開始 13:15~ 避難者参集(受付) 13:30~ 開会挨拶(会長) 13:35~ 講演 14:45~ 質疑応答 14:50~ 閉会挨拶(副会長)</p>